

井上廢后事件と光仁朝く井上廢后以前・以後の王權と祭祀

榎村 寛 之（齋宮歴史博物館副参事兼学芸普及課長）

光仁天皇の時代は、称徳天皇、桓武天皇という個性的な天皇の間に挟まれて、王權の転換点とは指摘されつつも、具体的なその中身まではともすれば見逃されがちである。特に近年には、八世紀中盤から九世紀前半までの政治史を一本の流れで考える提言が出されており、その位置づけはますます影の薄いものになりかねない。そこで本稿では、その具体的な政治動向を改めて検討し、どの程度の意味があった時代なのかを改めて考えてみようと思う。

1 光仁天皇の王權く井上皇后の廢位まで

光仁天皇の即位前記には、有名なこの童謡が記されている。

「葛城寺の前にありや、豊浦寺の西にありや、おししど、とししど、櫻井に白壁沈くや、よき壁沈くや、おしとど、としとど、然しては、国ぞさかゆるや、吾が家よぞさかゆるや、おしとど、としとど」この後には、「井上内親王を妃となす。井は則ち内親王の名、白壁は天皇の諱、蓋し天皇登極の徴なり」とあり、櫻井が井上内親王、白壁が天皇を指し、光仁即位に関して、井上との関係が強調されていることがわかる。

言うまでもなく、井上内親王は聖武天皇の娘であり、称徳天皇既に亡く、妹の氷上内親王も失脚したこの段階では、白壁王はただ一人の聖武女婿であり、それが文室淨三、大市など長親王系の天武三世王を凌駕する最有力根拠となっていたことを暗示している。

そして宝亀元年（七七〇年）十月朔に光仁即位が行われる。即位、改元、大神宮以下諸社の祢宜らに一階を給い、僧綱を始め諸寺師位僧尼の布施があった。この内容は、その前後の天皇である淳仁・桓武天皇の即位詔と共通するものであり、聖武・孝謙の即位詔には見られない（称徳は即位詔自体なし）。つまり、神仏への対応には特に大きな変化がなかったことがわかる。

十月癸丑（25日）大野仲千以下の女叙位が行われた。彼女らは称徳以来高級女官のメンバーであり、称徳の後宮体制がそのまま光仁に引き継がれたことを意味している。後述するが、これは留意すべき問題である。

十一月甲子（6日）施基皇子を「天皇」に追号し、兄弟姉妹皇子らを親王とする。この時には、同時に井上内親王を皇后にしていることが注目される。天皇が即位して皇族皇后がすぐに立つ例は持統天皇以来、律令体制下でははじめてであり、父系である天智系孫王と、聖武系の皇后を同様に尊重していることは注意すべきであろう。なおこの時、山部親王に四品・桑原王・鴨王・神王に從四位下、酒人内親王に三品・衣縫・難波・坂合部・能登・弥努摩女王に四品、淨橋・飽波・尾張に從四位下が送られている、いずれも施基皇子系だが、他戸親王の名前がないのに注意しておきたい。そして最も高位なのが井上の娘、酒人だということにも。

二年正月朔 藤原家子以下三人に女叙位が行われた。彼女等も前代以来の女官と見られる。ここで留意しておきたいことは、この時代の常として、光仁天皇、井上皇后はもとも別居し、それぞれの家産を保持していた可能性が高

く、この時はじめて平城宮で同居を始めたのではないか、ということである。⁽²⁾とすれば、そのことにより、平城宮の中には、称徳以来の女官、光仁に付いてきた女官、井上に付いてきた女官の三派ができた可能性が高い。このような体制はおそらく前代未聞のことである。光仁の後宮経営は複雑極まるものになっていった可能性が高い。

正月辛巳(23日) 他戸親王を皇太子にしている。「随法尔皇后御子他戸親王立爲皇太子」とあり、皇后の子であるから皇太子になった、という論理が見られる。つまり井上立后が前提となり、他戸立太子が行われているのである。皇后が先行してその子が皇太子に立つ例は以前・以後ともない。他戸は年齢から見ても、井上の養子ではないか、という説があるが、⁽³⁾「御子」「法の随に」という表現から見ても、他戸が井上の子として、少なくとも社会的に認識されており、それが立太子の根拠となったことは疑いない。ただしそのことが、称徳在位中より決まっていたかどうかは疑問である。ここで重要視すべきは、光仁天皇即位を正当化する論理は、この時点では存在しなかったことである。⁽⁴⁾

二月己酉(22日) 左大臣藤原永手没。光仁即位を推進した領袖が一人欠けた。そしてこの年に七月から九月にかけては、「王」の属籍復帰や賜姓記事が多い。本来一傍流皇族にすぎなかった光仁の、多分化しつつあった皇族に対する指導体制が固められていることがうかがえる。

十一月庚子(18日) 鍛冶正従五位下氣太王をして齋宮を造らしむ、とある。称徳天皇の時代にはその存在が窺われなかった伊勢齋宮の再興である。ただしこの時の齋宮は、現在の史跡齋宮跡の西部から東部に遷して再建されており、その前代と見られる聖武・淳仁頃の齋宮とは場所を変えている。そしてその施設は齋王が暮らす内院とその周辺に限られており、後述する次代の桓武朝に造られた方格地割と中核部分を共有するものの、その性格は以後とは大きく異なるものと考えられている。⁽⁵⁾

癸卯（21日） 太政官院にて大嘗祭が行われる。ここでいう太政官院とは朝堂院のことと考えられる。

十二月丁卯（15日） 施基皇子の妃の紀氏を皇太后とし、尊号を奉っている。これによって光仁は天皇・皇后の子という「身分」を得たことになる。「天皇の正統な子」という立ち位置を得たのであり、それは文武・淳仁と同様の意識に基づくものであった。しかしその完成が立后、立太子より遅れることは留意しておきたい。ここでも井上、他戸の優位性がうかがわれるのである。

三年正月甲申から辛卯にかけては女叙位が続く。女官体制の再編が行われたものと見られよう。

二月庚辰（29日）には渤海蕃客が帰国する。

そして三月癸未（3日）大事件が起こる。井上内親王が巫蟲に坐して廃せられたのである。この時には、裳昨足嶋が謀反のことを自首して外従五位下を賜位。粟田広上、安都堅石女は斬罪を減じて遠流となっている。足嶋は外位を受けていることから見て、井上周辺にいた采女ではないかと見られる。一方、粟田氏や安都氏は畿内の中小豪族の出身者であろうから、井上に仕えていた女官と見られよう。この一件は、天皇・皇后共治体制の崩壊とともに、皇后系女官の衰退に直結したことになる。⁽⁶⁾

四月丁巳（3日）道鏡が死んでいる。道鏡の死後、怨霊伝説などは見られず、既に過去の人になっていたと見られる。

五月丁未（27日）皇太子他戸王を庶人としている。謀反大逆人の子であるためである。この徹底は、他戸自身が「庶人」と称されていることからもうかがえる。

光仁・井上・他戸体制はこの段階で最終崩壊を迎えるのである。

2 井上内親王の立場

さて、先にも触れたように、井上内親王は聖武の娘であり、光仁即位の根拠となったことは疑いないし、広く知られていた。しかしそれが光仁天皇を動揺させるような知られ方だったのか、おそらくそうなのである。この点については、先にまとめたことがあるので、その論文の要約に留める。^①

まず、井上の立場を、姉妹である称徳天皇と比較してみよう。

称徳の専制的ともいえる権力体制は、次のような基盤の上に成立していた。

- ① 聖武の娘という出自
- ② 皇太子を経た唯一の女帝という正統性
- ③ 群臣の前に現れ、天武が吉野で天女に逢った、という伝説を想起させる五節舞を披露するという経歴
- ④ 上皇（聖武）、皇后（光明子）の権力の吸収
- ⑤ 道鏡を介しての仏教の政治利用
- ⑥ 伊勢神宮からの瑞雲報告による神祇の利用、大中臣清麻呂の関与により、仏式を入れた大嘗祭を実施する独特のイデオロギー支配
- ⑦ 神祇の示唆による改元（神護景雲・伊勢外宮上の瑞雲）

このように称徳は、恵美押勝の乱の勝利者として再度即位するとともに、出自、補佐体制、イデオロギーとどの面を見ても、権力そのものの象徴となっていた。

これに対して井上皇后の立場はどうか。

① 聖武の娘という出自により、平城宮の継承には正統性がある。

② 光仁即位までは光仁より高位（二品）

③ 皇太子の母であり庇護者

④ 皇后大夫は藤原永手（北家房前の子）の子、家依であり、太政官と密接な関係

⑤ 東宮傳は大中臣清麻呂で、イデオロギー面の補佐

⑥ 元・齋王で、伊勢神宮と深い関係

⑦ 齋王設置以前の齋宮の再興（聖武天皇の時代に似た形の齋宮の再現）

称徳とは異なる形ではあるが、政治・イデオロギー両面において、伊勢神宮との関係や神祇官を背景に、皇太后、あるいは女帝として権力が集約される可能性が見られた点は、同様の立場にあったといえる。少なくとも、「桜井の白壁」の俗謡から見ても、当時の皇后権力が白壁王の権力に付随していたものと認識されていたとは単純には考えにくいのである。

このように、皇后権力という点において、井上は称徳のそれに決して劣らない潜在性を有していたと考えられる。それは奈良時代の皇后に共通した性格であり、皇后に当然付随していた権力に起因し、伊勢齋王だったという彼女の経歴によって増幅されたイメージだったと考えられる。

ある意味で彼女を追い込んだのは、彼女の潜在的危険性なのである。

3 井上廢后以降の光仁王権と井上母子幽閉まで

さて、井上の皇后権力は、藤原氏や大中臣氏から譴責者が出ないままに剥奪されることとなった。つまり彼女の政治的権力は、井上廢后クーデター以前に空洞化していたものと考えられる。彼女に残っていたのは血統面の他には、イデオロギー面での権力のみであった。そうした権力イデオロギーは、井上亡き後どのように王権に回収されていたのだろうか、具体的に見ていきたい。

六月癸亥（14日） 讃岐国に疫病が流行る

乙丑（16日） 虹が日を巡る

戊辰（19日） 柚子くらしいの隕石が数日降る

己巳（20日） 野狐が大安寺講堂の墓にいた

不吉な記事が連続して挙げられている。しかし疫病を除いて書かれているのは予兆であり、具体的な事件ではない。この頃から『続日本紀』は、吉凶ともに兆しの記事が増加するのである。その背景には、吉凶を判断する陰陽寮や治部省が重視される、という変化があったと考えることもできる。⁽⁸⁾

壬申（23日） 早で畿内群神に奉幣

七月戊子（9日） 衣縫内親王（光仁姉妹）死去（呪詛の類なし）

辛丑（22日） 上総国より蹄の割れた馬を献ず。祥瑞だが偽造発覚。国司介巨勢馬主以下五人解任、本主宗我

部虫麻呂ら杖八十

引き続き異常事態が次々に報告されており、わずかに報告された祥瑞も偽造がばれてしまっている。不穏な社会情勢の中、祥瑞が期待されていた、ということもうかがえる。それだけ王権は、吉祥のニュースに飢えていたのである。しかし一方、光仁天皇の姉妹である衣縫内親王の死去の記事に、呪詛、祟りといった文言が未だ見られていないことにも注意したい。

八月甲寅(6日)には、難波内親王宅に行幸した際に異常風雨に見舞われた。これは伊勢月読神の祟りと認識され、以後九月に「荒祭神に準じ馬を奉る。荒御玉神命、伊佐奈伎命、伊佐奈美命を官社に。度会郡神宮寺を飯高郡度瀬山房へ。」などの改革が行われる。¹⁰⁾

難波内親王は光仁の姉妹であり、宅への行幸は前月の衣縫内親王の死とは無関係と考えにくい。彼女の動向はこの後大きな事件に結びつく。この異常風雨が難波内親王宅への行幸と結びつけて考えられていたのだとすれば、元齋王である井上内親王の廢后に対する伊勢神宮のメッセージと、王権内部で理解されたと考えられることもできるだろう。それに対する神宮重視と、神仏一体の体制の解体方針には変わりない事をアピールした措置と理解できよう。

丙寅(18日) 廢帝を淡路で改葬。仏教祭祀を整える。伊勢神宮と同様に、廢帝(淳仁)に対する扱いに微妙な変化が見られるのも注意しておきたい。

十月壬子(5日) 菅生王、小家内親王を斬して除名。小家内親王は属籍を削る。小家内親王については、『一代要記』に見られる廢帝時代の齋王小宅女王と同一人物と見る説もある。¹⁰⁾

丁巳(10日) 豊後国で山崩れ、調庸を免じて賑給。

戊午(11日) 肥後国より白亀を献ず。

十一月己丑（13日） 酒人内親王を齋王とする、仮に春日齋宮に入れる

ここで注意すべき問題はこれである。井上が廃后され、他戸が廃太子されても、酒人の公的な地位には変化が無かったのである。その理由については書かれていないので推測に頼らざるを得ないのだが、気太王の造宮による復興齋宮の遺跡を見る限り、造宮途中に設計変更が見られた形跡はなく、基本的な姿勢は一貫していたものと考えられる。とすれば、聖武皇孫であり、三品という極めて高位の内親王であった酒人を伊勢に送ることは規定方針であったのではないだろうか。ただ、彼女は井上の娘としてではなく、光仁天皇の娘として齋王になる、という意識の変化が重視されたのではないかと思われる。酒人齋王は、光仁が、井上廃后の後も聖武の後継者であることの表象として必要だったと考えられるのである。

十二月戊午（12日） 厨真人厨女を不破内親王に戻す。

井上廃后事件は聖武系皇族に対して大きな打撃を与えたものと考えられるが、その反動として行われたと考えられるのが、不破内親王の待遇改善である。この時に称徳朝の改姓が初めて否定されたというのも驚きだが、翌年正月に四品に復品されているのも驚きである。

このような対応を見ると、光仁の王権意識は、天智系新王朝というよりも、天智・天武系皇族の長としてのリーダーシップの確立として頭われていたように考えられる。それはもとより奈良時代天皇の基本的スタンスとして近年常識化しつつあるものだが、難波などの姉妹の重視、井上皇后の廃止、齋王の選定、不破の再登用などの動きはいわば「光仁を核とした王権の再編」を意識したものと考えられる。

乙亥（29日） 狂馬が土牛偶人を食い破る。その一方で不吉なことへの配慮は続けられている。土牛は大雛の一環

として行われる歳末祭祀であり、大陸系の呪術である。^① ここにも後の陰陽道に関係した予兆事例が録されている。

宝亀四年正月辛未（21日） 大赦が行われている。そして戊寅（31日）には、山部親王が皇太子となった。

二月朔 命婦従五位下文室真人布登吉を正五位下に任じている。称徳以来の女官とのことであるから、光仁即位以前からの女官体制に対する配慮と考えることができよう。そして文室氏であるから、長親王系の元皇族であり、光仁と皇位を争った文室大市、浄三兄弟の関係者と見られるので、不破内親王への処遇と同様に、天武系勢力への一定の配慮の一環と考えられよう。

三月己丑（14日） 地震・旱等の異常気象で穀の価格が騰貴し、正税や私稲を安価で販売するという対策が出されている。異常現象への神経質ともいえる配慮の背景には実際にこうした異常事態が続いていたという事実が見られたのである。そして四月癸丑（8日）にはふたたび大赦が行われた。しかし、五月辛丑（27日）には、瓮くらの大きさの星が南と北に落ちるといふ異常が記録されている。

六月丙午（2日） 鹿島社の神賤の婚姻規制の継続が決定されている。異常な雲囲気が続く中でも、変えないものは変えないという姿勢を見せようということか。

七月癸未（10日） 疫神祭祀が行われており、事態が好転していないことをうかがわせる。

七月庚寅（17日） 大きな事件が起こった。従四位下紀益人（元紀寺賤、元陰陽頭）を庶人とし、姓を田後部とする。また同時に良民となった紀寺の賤は再び寺の奴婢に戻す、というものである。紀益人はもともと紀寺の奴で、解放されて良民となり、陰陽頭に上ったという奇妙な人物である。おそらくもともとは紀寺で専業として占などを行っていた奴で、その技術を活かしたものと推測できる。陰陽頭は平安時代なら陰陽得業生から昇進するのが通常であ

り、研修の必要な特殊技能と認識されており、安倍氏・賀茂氏の職能化は10世紀後半を待たねばならない。陰陽師養成体制の確立以前に抜擢された技術者が、政治体制の変化により追放されたものと見られる。陰陽頭で技術者であるならば、称徳朝にもそれなりに重要な役割を果たしていたものと思われるが、その役割を終えたのだろうか。それは紀氏が光仁天皇の母系氏族であったこととともに、⁽¹²⁾陰陽寮をめぐる改革の一環と見るべきなのだろう。

九月丁亥（15日） 常陸国が白鳥を献じた。

さて、こうした称徳朝の体制の改革が進められる中、九月己亥（27日）には、光仁の姉妹である三品難波内親王に二品を給い、一方、十月戊申（6日）には、安宿王に高階真人姓を給うという記事が見られる。光仁系の皇族の重視と、長屋王系皇族の臣籍降下は一連なのかもしれない。ところがその難波内親王が、丙辰（14日）に死去してしまうのである。そして、辛酉（19日）に、井上内親王と他戸王が大和宇智郡の没官の家に幽閉された。難波内親王厭魅の罪だという。ここで再び井上母子が史上に姿を現すのである。

ここまで見て来たように、井上廃后から一年の間、天災や異常気象による米価の高騰など、社会的不安感は一層増すこととなった。こうした動きに対応して、瑞祥や凶兆についての神経質な感のある採り上げ方や、そうした動きに関係する機構である陰陽寮に関係した官人体制の否定などが行われる。王権の動揺は依然として続いていたのである。一方、山部の立太子により次代を見据える動きが見られたものの、衣縫内親王に続き難波内親王と、光仁天皇時代の皇族の死者は二人を数えるようになった。

新体制はこれという成果を挙げられないままに改革を進めざるを得ず、そして衣縫の時には見られなかった厭魅の噂が再び犠牲を求めて蠢きはじめるのである。表向きは難波と井上の問題に見えるが、井上母子にはこの間のすべて

の社会不安が押しつけられる形となったのであろう。⁽¹³⁾

4 井上内親王の死まで

さて、この時期から疫神祭祀に付いての記事が繁くみられるようになる。また宝亀四年十一月辛酉には行基系寺院の荒廃に対応した勅が出され、閏十一月辛酉（20日）には僧正・僧都への賻物の規定が定められ、年末には薬師経講読とそれに伴う大赦が行われている。称徳朝における仏教へ極度の傾倒への反省か、光仁体制の仏教への対応はさほど明確ではなかったのだが、この頃から、神祇・仏教関係の記事が増加していくのである。

宝亀五年 正月乙丑（25日） 山背国乙訓神社に狼・鹿・野狐吠え騒ぐという異常記事がある。そして二月壬申（3日）には、天下諸国で読経、四月己卯（11日）には、次のような官符が出されている。

勅曰。如聞。天下諸国疫疫者衆。雖加医療。猶未平復。朕君臨宇宙。子育黎元。興言念此。寤寐為勞。其摩訶般若波羅蜜者。諸仏之母也。天子念之。則兵革災害不入國中。庶人念之。則疾疫癘鬼不入家内。思欲憑此慈悲。救彼短折。宣告天下諸国。不論男女老少。起坐行歩。咸令念誦摩訶般若波羅蜜。其文武百官向朝赴曹。道次之上。及公務之余。常必念誦。庶使陰陽叶序。寒温調氣。国無疾疫之災。人遂天年之寿。普告遐邇。知朕意焉。

天下諸国に疫疫の者が多いので「朕、宇宙に君臨し、黎元を子として育む。」とし、摩訶般若波羅蜜を念誦させることで、兵革の発生や、疫癘が家内に入ることを防ごうとしている。感染症の流行に伴う社会の動揺は、ともすれば兵乱への予兆と採られ、社会不安の原因となる。そのような雰囲気に対しての措置である。このような官符は淳仁朝にも出されたことがあり、仏教に依存しつつも、称徳朝との対応の相違を意識したものと見るができるだろう。

そして

八月庚午（3日） 齋内親王の伊勢派遣により、天下諸国を祓浄。

九月己亥（3日） 齋内親王、伊勢に向かう。

と、齋王の派遣が行われる。この流れは、実は廢帝（淳仁）の時代に対応するものなのである。

天平宝字二年（七五八）八月丁巳（18日）には、

勅。大史奏云。案九宮經。來年己亥。當會三合。其經云。三合之歲。有水旱疾疫之災。如聞。摩訶般若波羅密多者。是諸仏之母也。四句偈等。受持誦誦。得福德聚。不可思量。是以、天子念。則兵革災害、不入國裏。庶人念。則疾疫癘鬼、不入家中。斷惡獲祥、莫過於此。宜告天下諸国。莫論男女老少。起坐行歩口閑。皆念誦摩訶般若波羅密。其文武百官人等。向朝赴司。道路之上。每日常念。勿空往來。庶使風雨隨時。咸無水旱之厄。寒温調氣。悉免疾疫之災。普告遐邇。知朕意焉。

と、先に触れた摩訶般若波羅密多を念ずる事の勅が出され、その直後の八月戊午（19日）に、

遣撰津大夫從三位池田王。告齋王事于伊勢太神宮。又遣左大舍人頭從五位下河内王。散位從八位下中臣朝臣池守。大初位上忌部宿禰人成等。奉幣帛於同太神宮。及天下諸国神社等。遣使奉幣。以皇太子即位故也。

と見られるのである。淳仁もまた称徳とは別の形で神宮の利用を考えていたかのように見られるが、齋王の名すら記録されていない、という有様で、その実態は謎に包まれている。¹⁴しかし留意しておきたいのは、酒人内親王はあくまで、廢帝以来の男性天皇である「光仁天皇の齋王」として送られた、ということである。¹⁵

以後の展開を見ていく。宝龜六年（9年）にかけては、除災や大祓の増加が注目できる。三橋正は、これらの儀礼が

読経や疫神祭と連動して行われていることに注目し、この時期を画期とすることや、大中臣清麻呂が何らかの役割を果たしていた可能性に注目している。⁽¹⁶⁾ それらはこの時期にうちつづいた災害への恐怖もあるが、新しい方法での異常事態への対策を志向した改革とは見られないだろうか。陰陽寮の改革や大中臣清麻呂による神祇体制の再編があり、さらに仏教については、後に皇太子禅師と言われた早良親王がいたわけだから、光仁のイデオロギー支配は各分野を網羅していたものと考えられよう。そして井上・他戸は本当にその存在価値を無くし、危険な存在でありつづける。

宝亀六年 四月己丑(27日) 井上内親王、他戸王並びに卒す。

内親王が死去した時に「卒」は異例で、本来は「薨」のはずである。おそらく原史料は「庶人」扱いだっただけと考えられる。井上・他戸母子は庶民として命を断たれたのであろう。

しかしことはそれだけでは収まらない。異常気象と人の生死は関係がないのだから、天候の不順は続いていた。

八月癸未(22日) 伊勢・尾張・美濃で暴風雨。百姓三百余人、牛馬千疋余、寺の塔十九、官私の廬舎多数に被害、使を派遣して伊勢斎宮を修理する。

斎宮跡の発掘調査では、光仁朝と見られる内院1期はさらに二期の小期間に分けられ、この頃に斎宮は拡張改装されている可能性が指摘されている。⁽¹⁷⁾

斎宮の破損は、井上の祟りが最初に認識される契機の可能性も考えるべきだろう。

5 井上以後の光仁王権と伊勢神宮を巡る政策

では、井上母子の没後、光仁王権の神祇をはじめとした宗教政策にはどのような変化が見られただろうか。

宝亀七年四月己巳（12日） 神社の汚損と春秋祭の怠慢を禁制している。神社の汚損が神社統制の弛緩によるものではなく、犠牲獣祭祀をはじめ様々な祭祀の方法があった「神まつり」を全国的規模でステロタイプ化する動きだと理解できる。春秋の祭の励行にしても同様である。これは神祇祭祀を神社祭祀として統制していく動きと理解できるものである。それは八世紀中期から見られていた「神祇祭祀の機構化」の動きではあるが、その流れの中でさらに推し進めるといふ姿勢を明らかにしたものでだろう。

宝亀八年には、飯高諸高、大伴古慈斐、藤原良継らが死去した。いずれも聖武天皇以来の旧臣である。後宮女官として采女から従三位に至り、宮中の機密事項に深く関わったであろう飯高諸高、橘奈良麻呂の乱による流罪から光仁朝に復権した大伴古慈斐、光仁擁立に尽力し、政権の中枢にあった良継の死は、大きな時代の転換であるとともに、朝廷にも暗い影を投じたものと思われる。その中で、十一月己酉朔には、天皇が不予、壬寅には皇太子が不予になる。

そして十二月乙巳（28日）には井上内親王を改葬、墳を御墓とする。さらに宝亀九年一月丁卯（20日）には、故二品井上内親王を改葬とする。留意すべきはこの改葬が井上のみのものであり、他戸が対象とはしていないことである。さらに二月己巳（23日）には、淡路親王（廢帝）と母当麻氏の墓を山陵、御墓としている。政治的敗者へのさまざまな配慮がこの時期に始まっているのである。しかし二月庚午（24日）には、このころ継統して皇太子が病氣だったことが記されている。当然ながら死霊への対応変化では事態は好転しない。

ところが九月になると、丁酉（25日）条に、皇太子伊勢神宮に向かう、という記事が突然現れる。皇太子の伊勢参宮は前代未聞の事件である。ここで朝廷の神宮政策の方針転換が見られたのではないかと思われる。それは元斎王である井上内親王への同情が残る神宮への対応を再検討するための調査を兼ねていたのではなかったか。⁽¹⁹⁾

宝龜十年六月辛酉（23日）周防国周防郡の人周防凡直葦原の賤男公が他戸皇子と自称し、伊豆国に遠流された。周防という遠国の問題と思われがちな事件だが、留意すべきは、凡直葦原が左記のように称徳朝末の宝龜元年三月に献銭叙位を受けた地方豪族だということである。⁽²⁰⁾

癸未。外正八位下周防凡直葦原献銭百万。塩三千顆。授外従五位上。

塩の生産、葦原という名から推測できる未開発地の開発、そして周防は鑄銭司が置かれた国でもあり、都との関係は決して疎遠なものではない。こうした風説は都との情報交流の中で囁かれたものであり、特異な事件ではあるが、当時の時代状況を映すものでもあるだろう。

宝龜十一年二月丙申朔 伊勢大神宮寺を飯野郡から他郡に移している。伊勢神宮を称徳時代の体制から変革していく動きがさらに加速されている。それは神宮における神仏分離ではなく、国家体制における仏教との分離の一環なのである。さらに十二月甲辰（14日）には左右京で淫祀禁断が行われる。都市内祭祀に権力が一定の枠を嵌め始めたのである。

そして天応元年（七八一年）正月辛酉朔に齋宮に美雲が現れ、大瑞として『天応』に改元される。これは井上改葬・他戸との切り離し、山部の参宮、大神宮寺の追放と一連の改革の成果として儲けられた事件であろう。伊勢に美雲が現れて改元したのは神護景雲の改元以来のことである。それは神仏一体となった称徳朝の王権のありかたを守護する

伊勢神宮から、光仁天皇を守護する伊勢神宮への転換の完成を祝した「記念イベント」として演出されたものだったのである。

ここからは光仁朝の出来事ではなくなるので端折っていきこう。まもなく光仁天皇は世を去り、山部親王が桓武天皇として即位する。桓武の伊勢神宮に対する姿勢は、光仁朝後期、すなわち自ら伊勢参宮した時代の方向性を継受し、神宮の権威を高めつつも、王権による神宮支配をさらに強化していく。桓武の最初の齋王は酒人の娘、朝原で、その発遣のため長岡京から平城京に戻っていた時に藤原種継暗殺事件があり、皇太子早良親王が廃され、桓武の子、安殿親王、のちの平城天皇が立太子する。そして平安遷都の頃には齋宮には東西一キロ、南北五〇〇メートルに及ぶ巨大な方格地割が造営され、齋宮は一大官衙として現れることになる。さらに桓武朝末期には伊勢神宮の現状レポートともいべき『神宮儀式帳』が編纂、提出され、伊勢神宮は文字を介して王権の支配を受ける神社となった。こうして伊勢神宮は、天皇の個性と関係なく、律令国家というシステムの中でその権威を位置づけられたのである。

朝原は特に理由も無く帰京し、代わったのは井上と血縁のない布勢であった。布勢の齋王就任と同時期に、井上は延暦十九年（八〇〇年）に早良の追号とともに皇后復位する。この時期に齋宮では史生三人が増員され、また、齋宮内院の北側のブロックに正殿の前庭、左右の脇殿から構成される齋宮寮の中核施設が造営される。それはまさに、桓武の齋宮の完成だった。そして齋宮と井上の切り離しの最終完成が行われ、さらに他戸と井上の切り離しも完成する。

『日本後紀』逸文延暦二十二年（八〇三年）年正月十日条では、故人槻本老の忠節により、その子への贈位が行われているが、その内容は、「庶人（他戸）」が東宮（山部）に暴虐を働き、天皇に反発し、井上皇后もそれを擁護していた中、槻本老は説を曲げず、ついに他戸を失脚に追い込んだ、という。悪いのは他戸、という論理展開になっていた。

るのである。

ここでは、井上廢后・他戸廢太子事件の主目的が、他戸＝聖武系の血統の否定にシフトしている。光仁と桓武の「井上廢后」事件の政治利用には明確な相違が見られたことは重視すべきであろう。

まとめ

以上見てきた様に、光仁天皇の時代の王権の性格は、井上廢后以前と以後で、次の様に分けられるものと考ええる。

1 光仁朝前期の王権

井上の婿の立場での王権の形成

他戸への中継ぎ政権としての性格

さらに重要な中継ぎとして井上がいる体制（皇后を前提とした立太子）

井上の潜在的カリスマ性（斎宮の再置）による称徳的女帝誕生への危惧

2 光仁朝後期の王権

天候不順等や災害を意識して、除災・祥瑞等を重視

陰陽寮体制の変革

学問体系としての除災招福意識の形成（後の怨霊思想との断絶）

伊勢神宮への対応の変化（神宮寺の廃止、山部の参詣）

井上廢后以後に生じた大きな変化としては、他戸と井上の切り離しを挙げる事ができるだろう、すなわちそれは、井上の意味付けの変化である。

光仁朝後半の井上内親王への対応は、彼女個人への対応に留まっていることが特徴である。それは井上皇后本来の立后の要件であった、聖武から続く王権の正統性と切り離し、彼女の鎮魂にのみ矮小化したものだったといえよう。いわばポスト光仁天皇と関係のないレベルでの再顕彰なのであり、王権内部で、皇后が女帝予備軍であるという位置づけとは無関係に行われたもの、つまり皇后の地位の後退と同時平行に行われたと考えられる。井上とともに宮廷に入ったと考えられる皇后付きの女官集団も、一部が彼女に連座した他には、おそらく称徳以来の宮廷女官秩序に組み入れられて行ったものと考えられる。

そして井上に代わる皇后が置かれなかったことにも注意をしておきたい。桓武の母である高野新笠を一足飛びに皇后にできなかったという事情があると考えられるが、皇后権力を必要としなかったという点で、光仁朝後期は注目できる時期なのである。それは桓武以降の「皇后」の地位低下とも対応するものであろう。

桓武朝になると井上内親王の位置づけはさらに顕著になる。井上皇后の復位は、早良親王の崇道天皇号と同時に行われている。もはやそこには他戸親王は無関係である。あくまでそれは王権に関わる血統的な怨念ではなく、個人的な怨霊になっているのである。

そこで考えておかなければならないのは、こうした光仁朝後半の改革について、皇太子山部親王がどの程度関わっ

ていたのか、ということである。桓武朝の前半の政策は、自らの正統性をいかに強化するか、が大きな課題となっていた。この時期は、桓武朝を正統とするイデオロギーの培養時代だと捉えられるのではないだろうか。

桓武朝の支配イデオロギーについては、

『儀式帳』の編纂による伊勢神宮の利用と統制

方格地割区画造成による齋宮体制の強化

光仁天皇への郊天祭祀による、「天」と結びつく天皇という姿勢の強調

「礼」の体系と天皇⇨黄廬染を着る天皇へ

などの指摘がなされている。その中でこのような意識が培養されてきた。

『日本書紀』下巻38「災と善との表相まづ現れて後に其の災と善との答を被る縁」

「朝日刺す、豊浦寺のの西に有るや、押してや、桜井に、押してや、白玉しづくや、押してや、押ししてや、然しては、国そ栄えむ、我が家を栄えむ、押ししてや」

(中略) 白壁天皇位に即きたまふ。同じき年の冬十月の一日に、筑紫国亀の甲より年の功進り、改めて宝亀元年として天下を治めたまふ。是を以て当に知るべし、先に歌詠へるは、是れ白壁天皇の天下を治めたまふ表相と答えとなり。

ここでは、「櫻井の中に白壁が沈む」という文言が無くなっていることに注目したい。光仁天皇はあくまで選ばれべくして選ばれた天皇と認識されている。九世紀前半には、桓武王権の原型としての光仁王権の時代に比べて、井

上内親王の持つ意味がすっかり薄まっているのである。

〈注〉

- (1) 代表的な例として、吉川真司『天皇の歴史02 聖武天皇と仏都平城京』（講談社 2011年）。
- (2) 西野悠紀子「中宮論」（『日本国家の史的特質 古代・中世』所収 思文閣出版 1997年）。
- (3) 春名宏昭『人物叢書 平城天皇』（吉川弘文館 2008年）。
- (4) 勝浦令子『ミネルヴァ日本評伝選 孝謙・称徳天皇』（ミネルヴァ書房 2014年）は、称徳の構想として、出家者による皇位継承に注目している。
- (5) 『齋宮跡発掘調査報告Ⅰ 内院地区の調査』（齋宮歴史博物館 2002年）。
- (6) 律令制下の女官の特質については、野村忠夫『後宮と女官』（教育社 1978年）、吉川真司「律令国家の女官」（『律令官僚制の研究』所収 塙書房 1998年）、伊集院葉子『古代の女性官僚』（吉川弘文館 2014）などが注目できるが、親王家の女孺等についての研究は少ない。なお、榎村「齋宮の女官について」（『伊勢齋宮の祭祀と制度』所収 塙書房 2010年）。
- (7) 榎村「元・齋王井上内親王廃后事件と八世紀王権の転成」（『国立歴史民俗博物館研究報告』 134 2007年）。
- (8) ただしこの予兆を判断したシステムについては未詳である。これが後の陰陽寮体制の変革に繋がるのかもしれない。
- (9) 記紀神話と神宮祭祀の一定のシンクロ性を求める動きが出てきた事は実はこのころであり、興味深い。それは神宮の制度化への第一歩と見られる。
- (10) 『大日本史』『日本古代人名事典』など。ただし近年では、安田政彦「小家内親王をめぐる」。『続日本紀の時代』 塙書房 1994年）をはじめ、小家内親王は光仁天皇の姉妹であるとする説が有力になっている。

- (11) 榎村「雛の祭の特質について」(『律令天皇制祭祀の研究』所収 塙書房 1996年)、大日方克巳「大晦日の雛」(『古代国家と年中行事』所収 吉川弘文館 1993年) ほか。
- (12) 角田文衛「『紀寺の奴』奈良時代における私奴婢の解放問題」、『角田文衛著作集3 律令国家の展開』所収 法蔵館 1985年)。
- (13) その意味において、井上の関わる二つの厭魅事件は同一の次元で考えるべきではない。
- (14) 『続日本紀』の淳仁朝の史料には、齋王の名が記されていないように、不完全なものが多い。あるいは恵美押勝の乱やその後の処理の結果、散逸した資料が多かったのではないかと考えられる。
- (15) 後世の史料だが『水鏡』には、酒人内親王が皇太子候補だったとする記述がある。
- (16) 三橋正『日本古代神祇制度の形成と展開』(法蔵館 2010年)。
- (17) 『齋宮跡発掘調査報告I 内院地区の調査』(注5) 参照。
- (18) 榎村『古代の都と神々』(吉川弘文館 2008年) など。
- (19) 榎村『伊勢神宮と古代王権』 筑摩書房 2012年)。
- (20) この時期の献錢叙位が、称徳朝の政策と深く結びついていたことについては、米田雄介『郡司の研究』(法政大学出版局 1976年) 参照。